

弘前大学大学院医学研究科学生支援実施要項

（目的）

第1 この実施要項は、弘前大学大学院医学研究科の学生に対し給付金を支援し、基礎的研究の発展及び地域社会の貢献に寄与する優秀な研究者を育成することを目的とする。

（奨学金）

第2 奨学金の額は、入学金に相当する額を上限とする。

（支援対象者）

第3 支援の対象となる学生は、基礎系講座に所属する医師免許証取得者以外の学生とし、社会人学生及び外国人留学生は除く。

（申請及び選考方法）

第4 支援を希望する者は、年度毎に定める期限までに、奨学金申請書を研究科長に提出しなければならない。

2 候補者の選考は学事委員会が行い、研究科教授会において決定するものとする。

3 奨学金により支援する学生は、各学年において1名とする。

（取消及び返還）

第5 支援の決定を受けた学生が、奨学金の給付前に次の各号の一に該当する場合は、支援の決定を取り消すことができる。

(1) 所定の期限までに入学手続きを完了しなかったとき。

(2) 入学手続きを完了したと後に、入学辞退をしたとき。

(3) その他支援を受ける学生として不適格であると認められるとき。

2 支援を受けた学生が、奨学金の給付後に前項各号の一に該当する場合は、奨学金の全部の返還を求めることができる。

3 前項において奨学金の返還を求められた学生は、定められた期限までに奨学金の全部を返還しなければならない。

第6 この実施要項に定めるもののほか、支援に関し必要な事項は、別に定める。

附記

この実施要項は、平成20年6月18日から実施する。

この実施要項は、平成28年7月20日から実施する。ただし、平成28年4月以前の入学者については、改正後の実施要項にかかわらず、なお、従前の例による。